

# 松川町パブリックコメント手続条例、施行規則の逐条解説

平成 19 年 12 月 総務課

・**条例本文**、〔規則〕、〔解説〕の順に記載。

## 〔解説〕

・「パブリックコメント(public comment)」の日本語言い換え例としては、独立行政法人国立国語研究所が、「意見公募」「意見提出手続」という表現を緩やかな目安として提案しています。

一方で、国や数多くの先発自治体においては、既に制度の名称として「パブリックコメント手続」という用語が広く使用されています。

松川町では、全国的にも定着しつつある「パブリックコメント手続」を使用するものとし、条例本文において用語の明確な定義を行うとともに、手続を実施する際には「ご意見を募集します」「意見提出」などを併記することで、町民にとってわかりやすい制度運用に努めます。

## (目的)

第 1 条 この条例は、町の基本的な施策等の策定にあたり、広く町民の意見を求めることに関し必要な事項を定めることにより、町民への説明責任を果たすとともに、町民の町政への参加の促進を図り、もって開かれた町政の実現に寄与することを目的とする。

## 〔規則〕

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、松川町パブリックコメント手続条例(平成 年条例第 号。以下「条例」という。)の規定によるパブリックコメント手続に関し必要な事項を定めるものとする。

## 〔解説〕

・町では、これまでも広報紙やホームページなどによる情報提供の充実を図るとともに、まちづくり懇談会やアンケート調査あるいは審議会への公募委員などの多様な方法により町民意見の町政への反映に努めてきていました。

しかし、これまでは明確な規定が無いことから、施策等の決定に際し町民参加の手続を実施するかしないかは、町側の裁量にまかされていました。

そこで、「地域協働」の大前提として、あらかじめ決めた範囲の施策について、意思決定前の施策情報を公表し、町民意見を求める手続を条例化することで、より透明性の高い町政運営を推進しようとするものです。

(定義)

第2条 この条例において「町民等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 本町の区域内に住所を有する者
- (2) 本町の区域内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 本町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本町の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本町に対して納税義務を有するもの
- (6) 次条の規定による手続に係る事案に利害関係を有するもの

【解説】

- ・ 「納税義務を有するもの」とは、他市町村に住所を有しながら松川町内の土地等を有している者などが考えられます。
- ・ 「利害関係を有するもの」とは、施策等によって何等かの影響を受ける場合などを想定しており、その対象は法人個人を問いません。具体的な利害関係の有無は、個別案件意見ごとに判断を行います。例えば、社会体育施設などの利用者等も対象と考えられます。
- ・ 低年齢者の意見を考慮すべき施策等もあることから、低年齢者(小中学生等)からの意見であっても、パブリックコメントの趣旨に基づく意見提出であれば受け付けます。但し、内容等が十分理解できない意見については、町に対する一般的な意見として扱うものとします。

(パブリックコメント手続)

第3条 町長その他の執行機関は、次条各号に規定する施策等の策定を行うときは、当該施策等の決定を行う前に、当該施策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、広く町民等から意見を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見に対する町の考え方を公表する一連の手続(以下「パブリックコメント手続」という。)を実施しなければならない。

【解説】

- ・ 「町長その他の執行機関」とは、地方自治法の規定による執行機関を意味します。  
具体的には、執行する権限を有する町長及び教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産税評価委員会、水道事業者の権限を行う町長をその範囲とします。  
議会は除かれます。
- ・ 案の検討段階では、本条例の主旨に基づき、審議会(町民委員)の設置、ワークショップ、アンケート、まちづくり懇談会の実施などに住民参加の機会の充実に努める必要があります。  
また、本手続とは別に、検討段階においても骨子案や素案などに対するパブリックコメント手続を積極的に実施するものとします。

(対象)

第 4 条 前条の規定によるパブリックコメント手続の対象となるもの(以下「施策等の策定」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 4 項に規定する基本構想等町の基本的施策を定める計画及び個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 次に掲げる条例の制定、改正又は廃止
  - ア 町の基本的な制度を定める条例
  - イ 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(町税、分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類するものを除く。)
  - ウ 町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
- (3) 町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等の制定、改正又は廃止
- (4) 町の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の制定、改正又は廃止
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長その他の執行機関が特に必要と認めるもの

#### 【解 説】

- ・ 「個別行政分野における基本方針及び計画」とは、「次世代育成支援行動計画」「環境基本計画」などのいわゆる施策分野ごとの中間計画のほか、広く町民の利用に供することを目的とする主要な公共施設の建設計画などをいいます。
- ・ 「公共施設の建設計画」を対象とする目的は、単に『賛成』『反対』を町民に問うものではなく、当該公共施設の目的や内容をわかりやすく町民に説明し、町民から広く意見を求め、提出意見に対する町の考え方を示すことで、当該公共施設の意義を広く町民に理解できるようにするためです。

この場合のパブリックコメント手続実施時期は、「地域協働のまちづくり」を将来像に掲げる町の方針からすれば、財政計画等と整合した基本構想(計画)段階に適用となります。
- ・ 具体的な公共施設としては、福祉施設、体育施設、大規模公園、交流促進施設や主要幹線道路網などの計画をいいます。

個別具体的な道路、河川等の改修整備事業については、本手続の対象外となります。そうした個別具体的な事業は、これまで同様に地元説明会などの調整によって、地域要請に配慮した安全で利用しやすい施設整備に努めるものとします。
- ・ 「実施計画(3 ヶ年実施計画)」や「財政計画(中長期)」などは、本手続の対象となる総合計画(基本計画)やその他の計画を積上げ、財政等との調整を行い策定するものであるため、本手続の対象外とします。
- ・ (2)ア「町の基本的な制度を定める条例」とは、「自治基本条例」「行政手続条例」「情報公開条例」など、町政全般における基本理念や制度に関するものをいいます。
- ・ (2)イ「町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、地方自治法第 14 条第 2 項

( 1)に基づく条例をいいます。具体的には、町民に対し「 しなければならぬ」と義務を課したり、「 してはならない」と行為を制限するものをいいます。

・ いわゆる「金銭の徴収」が除外されているのは、当事者の意見を聞くことがなじまない事項であるからです。地方自治法第 74 条第 1 項( 2)で町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものが、直接請求の対象から除外されていますが、その理由は、徴収金額を引き上げる改正には、単なる反対意見が相当数にのぼり、「町民等から意見を聴取しよりより施策等を策定する」という制度の趣旨と異なる結果が予想されるからです。

・ ただし、金銭の徴収を含む条例を新規制定する場合で、 館使用料などを施設建設本体と一体として取り扱うべき場合においては、特に対象とする場合があります。

・ (3)条文は、行政手続法の改正によって自治体の努力義務と定められた規則等を定める場合のパブリックコメント手続の実施について規定するものです。

他自治体例では、行政手続条例の改正によって対応する場合がありますが、住民参加の要素を強く打ち出すとともに、町民にわかりやすい手続とするため、全ての対象をパブリックコメント手続条例で定めることとしています。

・ パブリックコメント手続の対象となる施策等がある場合又は、施策等が対象となるか判断しかねる場合には、施策等の策定主管課は、施策等の案の公表の 2 ヶ月前までに、総務課(進管理課)と事前協議を行うものとします。

( ) 地方自治法第 2 条第 4 項「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」

( 1) 地方自治法第 14 条第 2 項「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」

( 2) 地方自治法第 74 条第 1 項「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。」

(適用除外)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、第 3 条の規定は適用しない。

- (1) 緊急に施策等の策定を行う必要があるため、パブリックコメント手続を実施することが困難であるとき。
  - (2) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他の軽微な変更を行うとき。
  - (3) 地方自治法第 74 条第 1 項の規定による直接請求により議会提出するとき。
  - (4) 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及びこれに準ずる機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て定めた報告、答申等に基づき、施策等の策定を行うとき。
  - (5) 法令等により縦覧等の手続が義務付けられているとき。
- 2 町長その他の執行機関は、前項第 1 号の理由によりパブリックコメント手続を実施できない場合は、施策等の策定を行ったときにその理由を町広報紙、インターネットを利用した方法等により公表するものとする。

【解説】

- ・ 「緊急」とは、災害や緊急事態により、町民生活に大きな影響を与える制度などを短期間に作成する必要がある場合などをいいます。
  - ・ 「直接請求」は、選挙権を有する者の 50 分の 1 以上の連署による請求であり、パブリックコメント手続を行うまでもなく住民の意見が反映されたものであることから、手続の対象外としています。
  - ・ パブリックコメント手続を実施できない場合は、如何なる場合においても「その理由」を明らかにすることで、手続の透明性を確保しています。
  - ・ 町が諮問した内容について、審議会などの附属機関等がこの条例の手続に準じた手続を経て策定した答申に基づき町が意思決定を行う場合については、同様の案について町長その他執行機関が同じ手続を繰り返すことになることから、適用除外の対象としています。
- ( ) 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項 「3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」

(施策等の案の公表)

第 6 条 町長その他の執行機関は、施策等の策定をしようとするときは、その意思決定前に相当の期間を設けて、施策等の案を公表しなければならない。

2 前項の規定により施策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 施策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 施策等の案を立案する際に整理した考え方及び論点
- (3) 町民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前項の規定による公表の方法は、前条第 2 項の規定を準用する。

【解 説】

- ・ 施策等の案についてその内容等が町民にとってわかりやすく適切なものとするため、「資料」の公表を義務付けています。
- ・ 公表の方法は、広報紙と町ホームページのほかに、報道機関への投げ込み、ケーブルテレビ、音声告知放送等、町民への周知ができる方法を積極的に利用するものとします。
- ・ 町民への公表と併せて議会(各議員)への情報提供も行います。

(意見の提出期間)

第 7 条 第 3 条の規定により定める意見の提出のための期間は、前条の施策等の案の公表の日から起算して 30 日とする。

〔規 則〕

(意見の提出期間)

第 2 条 条例第 7 条に規定する期間の期限が松川町の休日を定める条例(平成元年松川町条例第 21 号)第 1 条に規定する町の休日にあたるときは、その翌日をもってその期限とみなす。

【解 説】

- ・ 意見の提出期間は、国の制度運用に準じて「30 日」と定めています。

(意見の提出方法)

第 8 条 第 3 条の規定により定める町民等の意見の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町長その他の執行機関が指定する場所への書面の提出
  - (2) 郵便
  - (3) ファクシミリ
  - (4) 電子メール
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長その他の執行機関が必要と認める方法
- 2 意見を提出しようとする町民等は、住所氏名その他規則で定める事項を明らかにしなければならない。

〔規則〕

(意見の提出方法)

第 3 条 条例第 8 条第 2 項の規定により明らかにすべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本町の区域内に事務所若しくは事業所を有するもの又は本町の区域内に所在する事務所若しくは事業所に勤務するものにあつては、当該事務所又は事業所の名称及び所在地
- (2) 本町の区域内に所在する学校に在学するものにあつては、当該学校の名称及び所在地
- (3) 条例第 2 条第 5 号に掲げるものにあつては、本町に対して納税義務を有する旨及びその内容
- (4) 条例第 2 条第 6 号に掲げるものにあつては、当該意見聴取の対象となる施策等に利害関係を有する旨及びその内容

【解説】

- ・ 口頭あるいは電話での直接的な意見は、意見の内容が明確に把握できないことから、これを受付けません。また、日本語による提出を原則とします。
- ・ 意見提出に係る責任の所在を明確にすること、意見の内容について確認を行う必要性があることから、提出者の住所氏名その他必要な事項を明らかにして行うこととしています。

(提出意見の考慮)

第 9 条 町長その他の執行機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、施策等の策定を行うものとする。

【解説】

- ・ 提出された意見については、できる限り意見を施策等に反映させるものとしませんが、提出意見はあくまでも一個人の意見であるため、意見の妥当性、客観性等を慎重に判断し最終的な意思決定を行うものとしします。

「考慮」とは、提出された意見を必ず取入れるというのではなく、提出された多様な意見について深く考えをめぐらし必要に応じて検討を行うことであり、その上での判断が施策等の策定に活かされることがパブリックコメントの趣旨です。

(結果の公表等)

第 10 条 町長その他の執行機関は、パブリックコメント手続を実施して施策等の策定を行った場合は、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、松川町情報公開条例(平成 11 年松川町条例第 1 号)第 9 条及び第 10 条の規定に基づき公開することができないものとされる情報は除く。

- (1) 提出意見の概要(提出意見がなかった場合にあっては、その旨)
- (2) 提出意見に対する町長その他の執行機関の考え方
- (3) 施策等の策定の案を修正した場合における修正内容

2 第 5 条第 2 項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(実施状況の公表)

第 11 条 町長その他の執行機関は、第 4 条の規定する施策等の策定に関するパブリックコメント手続の実施状況について、毎年度公表するものとする。

2 第 5 条第 2 項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

[規則]

(実施状況の公表)

第 4 条 条例第 11 条に規定する実施状況(条例第 5 条の規定に基づきパブリックコメントを実施せずに策定した施策等の状況を含む。)の公表は、施策等の策定に関するパブリックコメント手続の実施状況報告書(様式第 1 号)に基づき、各年度終了後速やかに行うものとする。

[解説]

- ・ 制度の透明性を高めるとともに、各担当課における適正な制度運用を促すため、運用の状況を年に 1 度公表します。

[規則]

(事務の所管)

第 5 条 パブリックコメント手続に係る一般事務は施策等の策定主管課が、進行管理その他の庶務は総務課が所管する。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

〔規則〕

（その他）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

〔規則〕

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

【解説】

- ・ 町民への周知及び実施準備期間を考慮して、施行日を規定しています。

[規則]様式第1号(第4条関係)

年 月 日

施策等の策定に関するパブリックコメント手続の実施状況報告書

総務課長

主管課長

年度分の 課が所管する施策等の策定に関するパブリックコメントの実施状況を、下記のとおり報告します。

番号	施策等の案件名	案の公表日～ 提出期間	意見提出 件数	適用除外 の理由	所管課係
1		年 月 日～ 年 月 日	件		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

条例第4条に規定する施策等の策定のうち、条例第5条の規定により適用除外とした場合のみ、適用除外の理由を記載してください。